

社会保険労務士のみなさまへ

愛知中央SR経営労務センターとは、各都道府県を単位に、社会保険労務士会所属の社会保険労務士だけで設立認可され、全員が社会保険労務士として運営する唯一の事務組合です。



あなたも **SRセンター** に **入会** しませんか？

※詳しくは **Web** で！！

愛知中央SR

検索

入会のメリット

1 特別加入の手続きができる

① 中小事業主等

SRセンターは労働保険事務組合であり、事務組合をもっていない社会保険労務士の方でも中小事業主等の特別加入の手続きを行うことができます。

② 一人親方等

建設業の一人親方の特別加入もSRセンターに併設している「愛知中央SR建設安全協会」に加入することによって手続きを行うことができます。

2 分割納付ができる

中小事業主は労働保険料の額を問わず、3期に分納することができます。

3 活動助成費の支給

活動状況に応じて助成金制度があります。

4 研修の充実

社会保険労務士会員向けの研修が充実しており、労働保険以外の分野に関する情報を得ることができます。

5 顧問弁護士に労基法等の無料相談

SRセンターの顧問弁護士に労基法等の相談が無料で受けられます。

6 福利厚生制度の充実

懇親会、バス旅行などの福利厚生制度があり会員相互の交流、情報等が得られます。

◆SRセンター及び建設安全協会入会金・会費

区分	種別	内容
SR経営労務センター	A	自己の社会保険労務士事務所とともに事業所を委託(特別加入を含む) 入会金 40,000 円 事故等積立金 20,000 円 月会費 2,000 円
	B	事業所のみを委託 入会金 30,000 円 事故等積立金 20,000 円 月会費 1,000 円
	C	趣旨に賛同して入会するが委託しない 入会金 30,000 円 月会費 1,000 円
	事業主会員	社会保険労務士会員(A・B)を通じて委託する事業主 1事業所毎に入会金 10,000 円 月会費 2,000 円
SR建設安全協会	社会保険労務士会員 (センターと同じ扱い)	入会金 10,000 円 年会費 8,400 円 (年度途中の場合の会費は月額 700 円×加入月数)
	一人親方会員 (建設業)	1名につき入会金 10,000 円 年会費 8,400 円 (年度途中の場合の会費は月額 700 円×加入月数)

※入会金、会費、事故等積立金は会員が脱退するときは返還いたしません。

※会費等は消費税の計算における課税仕入れには該当いたしません。

✚ 安定所・監督署への諸届出書類について

- * 委託事業所(委託時を含む)にかかわる諸届出書類は「SRセンター」会長印を使用します。
- * 事務手続きはすべて委託事業所にかかわる社会保険労務士がおこないます。
- * 手続き完了後の書類はSRセンターで保管することとなります。
- * 委託事業所へ通知すべき文章等は直接委託事業所へ送付されず関係社会保険労務士にSRセンターから送付します。
- * 安定所への届出書類については電子申請でも行なうことができます。

✚ 事務組合からのお願い

- * 書類提出の期日、保険料納入期日は必ず守ってください。

労働保険事務組合

愛知中央SR経営労務センター

一人親方団体

愛知中央SR建設安全協会

〒453-0016

名古屋市東区中村区竹橋町 5-5 さかえビル 4F

☎052-452-2336 FAX 052-452-2298

8:45~17:30(土日、祝日、年末年始は除く)

ホームページのご案内

<http://www.sr-aichi.com>